明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔内閣官房令〕
○寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令（内閣官房二）　一
〔省　令〕
○電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（総務六）　二
〔告　示〕
○社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件（金融庁・法務・財務二）　三五
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（総務六六）　三六
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（同六七）　三七
○電気通信事業法第三十三条第一項及び電気通信事業法施行規則第二十三条の二第一項の規定に基づき電気通信設備を指定する件の一部を改正する件（同六八）　六九
○電気通信事業法施行規則第二十三条の四第三項の規定に基づく情報の開示に関する件の一部を改正する件（同六九）　七〇
○クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置構造規格等の一部を改正する告示（厚生労働三三）　七二
○家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部を改正する件（農林水産四〇四）　八一
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　八三
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構
計量法第百四十三条第一項の規定に基づく登録、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　三五
地方公共団体
無縁墳墓等改葬関係　三六
会社その他
会社決算公告　三七

内閣官房令

○内閣官房令第二号

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条第二号の規定に基づき、寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

平成三十年二月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令

寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。